

鎌倉市議会

5月臨時会議案集

(その1)

平成29年

目 次

議案第 1 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について……………	5
報告第 1 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	7
報告第 2 号	継続費の逡次繰越しについて……………	8
報告第 3 号	繰越明許費について……………	10
報告第 4 号	繰越明許費について……………	14
報告第 5 号	事故繰越しについて……………	16

議案第 1 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の保育料等に関する条例の一部を改正する
条例の制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成29年3月31日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月23日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表2の項中「1,500」を「0」に改め、同表3の項中「16,100」を「14,100」に、「8,050」を「7,050」に改め、同表備考1中「16,100」を「14,100」に、「7,550」を「3,000」に改める。

別表第1(2)政令第4条第2項又は第3項に掲げる支給認定保護者に係る保育料の表備考3を次のように改める。

- 3 支給認定保護者が政令第4条第4項に規定する場合に該当する場合における当該支給認定保護者の支給認定子どもに関する保育料は、この表の3の項から5の項までにあつてはこの表の保育料の額の欄（ ）内の額とし、この表の6の項政令第4条第2項に掲げる支給認定保護者の欄（当該支給認定保護者の同条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるときに限る。）にあつては同欄の規定にかかわらず6,000円とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、施行日以後に受ける特定教育・保育等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第3号に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。）に係る保育料について適用し、施行日前に受けた特定教育・保育等に係る保育料は、なお従前の例による。

報告第 1 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成29年2月17日、鎌倉市大船二丁目2番25号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年5月23日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 4,104円

2 損害賠償の相手方

[Redacted]

3 処分の日

平成29年3月31日

報告第 2 号

継続費の逡次繰越しについて

平成28年度一般会計予算中、(仮称)由比ガ浜こどもセンター整備事業及び大船中学校校庭整備事業の継続費の支払残額を平成29年度に逡次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

平成29年 5 月 23日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成28年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額		支出及び見込額	残額	翌年度繰越額	左	の財源			内	訳
				予算上額	前年度繰越額					計	繰越金	国(県)支出金		
円														
15	民生費	10 児童福祉費 (仮称) 由比ガ浜こどもセンター整備事業	1,209,083,000	967,266,400	0	967,266,400	723,025,600	723,025,600	122,725,600	11,200,000	589,100,000	589,100,000	0	0
55	教育費	15 中学校費 大船中学校校庭整備事業	602,727,000	241,091,000	0	241,091,000	191,091,000	191,091,000	4,391,000	8,000,000	178,700,000	178,700,000	0	0
計			1,811,810,000	1,208,357,400	0	1,208,357,400	914,116,600	914,116,600	127,116,600	19,200,000	767,800,000	767,800,000	0	0

繰越明許費について

平成28年度一般会計予算中、鎌倉芸術館高置水槽等改修事業、マイナンバーカード交付関連事業、腰越地域老人福祉センター整備事業、臨時福祉給付金給付事業、妙本寺公衆トイレ改築事業、交通安全対策施設事業(市道055-000号線)、道路維持修繕事業(市道060-018号線外)、道路維持修繕事業(市道043-062号線)、砂押川沿い歩道整備事業、河川維持修繕事業(普通河川滑川)、深沢地区土地区画整理推進委託事業、第一小学校外3校冷暖房設備設置事業、富士塚小学校西棟トイレ改修事業、小坂小学校体育館等トイレ改修事業、深沢中学校屋外避難階段改修事業、第一中学校外1校冷暖房設備設置事業及び腰越中学校特別支援学級教室改修事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成29年5月23日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成28年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源				内	訳		
					の		財		定		源				内	源
					未	収	入	特	定	財	定	源				
既収入特定財源	国(県)支出金	地方債	その他	一般財源												
10	総務費	05 総務管理費	12,615,000	12,615,000	0	0	9,400,000	0	0	0	0	3,215,000	円			
10	総務費	鎌倉芸術館高置水槽等 改修事業														
10	総務費	15 戸籍住民 基本台帳費	13,446,000	13,446,000	0	13,446,000	0	0	0	0	0	0	0			
10	総務費	マイナンバーカード交付 関連事業														
15	民生費	05 社会福祉費	27,044,000	16,200,000	0	0	0	0	0	0	0	16,200,000	円			
15	民生費	腰越地域老人福祉センター 整備事業														
15	民生費	05 社会福祉費	416,806,000	189,066,479	147,306,479	41,760,000	0	0	0	0	0	0	0			
15	民生費	臨時福祉給付金給付事業														
40	観光費	05 観光費	42,866,000	28,610,000	0	11,742,000	0	0	0	0	0	16,868,000	円			
40	観光費	妙本寺公衆トイレ改築事業														
45	土木費	10 道路橋りょう費	9,116,000	4,390,000	0	2,402,000	0	0	0	0	0	1,988,000	円			
45	土木費	交通安全対策施設事業 (市道065-000号線)														
45	土木費	10 道路橋りょう費	23,307,000	20,109,600	0	0	0	0	0	0	0	20,109,600	円			
45	土木費	道路維持修繕事業 (市道060-018号線外)														

平成28年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源内訳				
					既収入特定財源	の未収入		財源		財源		一般財源	
						国(県)支出金	地方債	特定	その他				
55 教育費	15 中学校費	深沢中学校屋外避難階段 改修事業	7,887,000	7,886,160	0	2,628,000	0	0	0	0	5,258,160	0	0
55 教育費	15 中学校費	第一中学校外1校冷暖房設備 設置事業	70,525,000	70,524,000	0	5,965,000	64,400,000	0	0	0	159,000	0	0
55 教育費	15 中学校費	腰越中学校特別支援学級教室 改修事業	61,938,000	61,938,000	0	17,696,000	44,200,000	0	0	0	42,000	0	0
	計		1,437,539,000	1,164,972,059	147,306,479	182,570,000	721,800,000	0	0	0	113,295,580	0	0

繰越明許費について

平成28年度下水道事業特別会計予算中、公共下水道(汚水)維持修繕事業(南部枝線)、公共下水道(汚水)改築事業(西部汚水幹線)、公共下水道(汚水)改築事業(長谷汚水幹線)、公共下水道(汚水)築造事業(笛田第2枝線)その2、公共下水道(雨水)築造事業(小袋谷右岸排水区)、公共下水道(雨水)築造事業(滑川左岸第3排水区)、公共下水道(雨水)築造事業(関谷川第2雨水幹線)及び公共下水道(汚泥処理設備)詳細設計事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成29年5月23日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成28年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				の				源			内	一	般	財	源
					既収入特定財源	未収入	支出金	地方債	定	財	源	所	の	他	源					
05	総務費	05 下水道総務費	4,997,000	4,449,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,449,600
10	事業費	05 下水道整備費	220,000,000	220,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,973,000
10	事業費	05 下水道整備費	45,339,000	45,338,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,365,400
10	事業費	05 下水道整備費	6,500,000	6,490,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	260,800
10	事業費	05 下水道整備費	59,249,000	59,248,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,948,800
10	事業費	05 下水道整備費	3,564,000	1,896,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96,900
10	事業費	05 下水道整備費	16,168,000	9,767,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	463,600
10	事業費	05 下水道整備費	23,000,000	23,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200,000
		計	378,817,000	370,192,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,758,100

事故繰越しについて

平成28年度一般会計予算中、名越クリーンセンター持込みごみ受け入れ施設設置事業、橋りょう維持修繕事業（神戸橋）、（仮称）山ノ内東瓜ヶ谷緑地整備事業、（仮称）山崎・台峯緑地整備事業及び史跡永福寺跡復元整備事業について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成29年 5 月 23 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成28年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内の内訳		支出負担 行為額	繰越 額	財源				説 明	
				左				既 定 財 源	未 収 入 金	地 方 債	内 源		
				支出 済 額	支出 未 済 額						財 源		一 般 財 源
20 衛生費	10 清掃費	名越クリンセンター 持込みごみ受け入れ 施設設置事業	86,238,000	0	86,238,000	0	86,238,000	0	0	0	0	0	工事の施工にあたり、 予定建築物基礎下の地盤 耐力の確保のため地盤 改良の必要が生じたこと と、当該地が埋蔵文化財包 蔵地であるため、改め て試掘調査及び埋蔵文 化財発掘の通知を神奈川県 川島に提出し、回答を 得る必要が生じたため。 (平成27年度からの繰越 明許予算)
45 土木費	10 道路 橋りょう費	橋りょう維持修繕事業 (神戸橋)	55,639,440	21,000,000	34,639,440	0	34,639,440	0	13,642,000	0	0	20,997,440	当該橋りょうコンクリ ートを撤去したところ、工 事に支障となる樹根の劣 化箇所を特定し、樹脂 の撤去や劣化箇所の補 修について増工が必要 となり、これらのため に時間を要したため。 (平成27年度及び平成28年 度明許予算)
45 土木費	20 都市計画費	(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷 緑地整備事業	20,179,800	7,270,000	12,909,800	0	12,909,800	0	6,000,000	5,400,000	0	1,509,800	平成29年2月に鉄ク ラ・コンクリートガラ の撤去を行なったこと を、混合廃棄物が発見 され、その撤去作業に 時間を要したため。

平成28年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	左の内訳		支出負担 行為額	翠年 繰越額	既収入 特定財源	の左			源内		明
			支出済額	支出未済額				支出負担 行為額	未収入 国(県) 支出金	地方債	特定財源 その他	一般財源	
45	土木費	(仮称)山崎・台峯緑地 整備事業	円 27,100,000	円 43,935,920	円 71,035,920	円 43,935,920	円 0	円 22,500,000	円 20,200,000	円 0	円 1,235,920	円	平成29年2月に地元保 全団体から施工方法に ついて要望があり、協 議調整に時間を要した こと及びひため池の復 元を3月にあたり、平成 29年3月に水を排出し たところ、池の底から 掘削に時間を要したた め。
55	教育費	史跡永福寺跡復元整備 事業	円 34,890,000	円 66,325,440	円 101,215,440	円 66,325,440	円 27,933,887	円 0	円 27,200,000	円 0	円 11,191,553	円	池復元整備を行って いたところ、平成29年2 月下旬に当初想定を著 しく上回る湧水により 工事が難航し、年度内 の完了が困難になつた ため。
	計		円 90,260,000	円 244,048,600	円 334,308,600	円 244,048,600	円 27,933,887	円 42,142,000	円 52,800,000	円 0	円 121,172,713		